

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号以下「法律」という）第8条第1項の規定に基づき、平成27年度環境物品等の調達実績を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1. 平成27年度の経緯

平成27年度については、平成27年4月1日に京都大学における「環境物品等の調達実績の推進を図るための方針」について、策定・公表し、これに基づき環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

（1） 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品・役務の調達については別表1、公共工事については別表2、間伐材及び合法木材については別表3のとおりである。

（2） 当該年度調達実績に関する評価

平成27年度においては、物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事請負事業者に対して、事業者自身が環境物品等の調達を推進するように働きかけた結果、目標を達成することができた。平成28年度以降の調達においては、平成27年度の実績を踏まえ、引き続き環境物品等の調達の一層の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品の調達に努めることとする。